

サービス産業動向調査 売上高における消費税込み集計への変更

令和5年1月24日
総務省 統計局 経済統計課

目次

■ 1.経緯と課題	3
■ 2.リンク係数による時系列接続(通常時)	4
■ 3.【検討】リンク係数による時系列接続(2025年変更時)	5
参考1:消費税の取扱いに関するガイドライン等	8
参考2:消費税込み売上高の計算方法(現行)	9
参考3:消費税込み売上高の計算方法(2025年以降)	12

1. 経緯と課題(1/1)

1.→2.→3.→
参考1→参考2→参考3

これまで

- 現行の調査（2013年～）では、売上高について消費**税込み**/税**抜き**の区別をせずに集計

- 2015年に「消費税の取扱いに関するガイドライン※」（税込みと税抜きが混在して報告された売上高等を税込補正して集計・公表するための標準的な指針）が策定

※「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（2015/5/19各府省統計主管課長等会議申合せ
→2021/7/27一部改正） https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/houki.htm

cf. 参考1スライド8

- 2019年12月（2019年10月速報公表時）から、消費**税込み**売上高（参考値）を作成・公表（データ作成期間：2018年1月以降）

※ガイドライン上は個票データから税込み補正を行うことが望ましいとされているが、データの制約上、未回収分の**税抜き**割合を提出分の割合と同じと仮定し、個票データ合算後の値に加算するという簡易的な方法により作成

cf. 参考2スライド9-11

変更方針

- 2025年1月からの調査見直しを機に、ガイドラインに則った**税込み補正**（個票データの補正）を行った集計に変更することを予定

課題

- 変更にあたり、過去値との接続方法について検討する必要

2.リンク係数による時系列接続 (通常時) (1/1)

1.→2.→3.→
参考1→参考2→参考3

- ・ 悉皆層を除き、調査期間は通常 2 年間
- ・ 概ね 4 年ごとに母集団の変更を伴う



2年ごとに実数の水準が変化するため、**リンク係数**により過去の値を調整した上で接続し、標本交替年の前年同月比を作成

イメージ (通常の2年ごとの処理)

①リンク係数の作成

年月	調査継続 客体(c)	調査終了 客体(e)	調査開始 客体(s)
20XX年10月	c10	e10	-
20XX年11月	c11	e11	-
20XX年12月	c12	e12	s12
20XY年 1月	c01	-	s01

$$\begin{aligned} \text{リンク係数} &= \frac{\text{新(標本交替後)20XX年の12月}}{\text{旧(標本交替前)20XX年の12月}} \\ &= \frac{\sum(c12 + s12)}{\sum(c12 + e12)} \end{aligned}$$

新規に調査開始となる事業所・企業等の前月の売上高の数値も必要

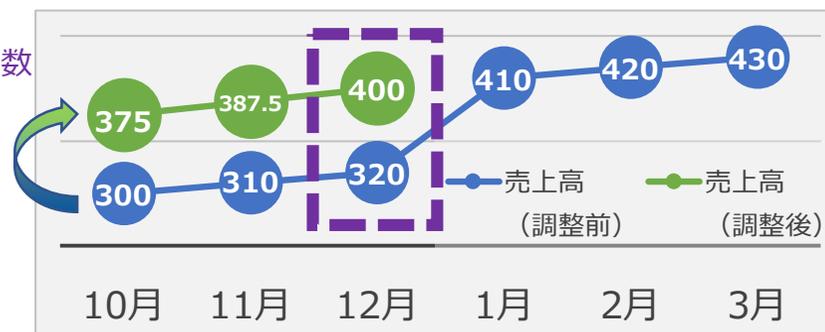
②リンク係数による過去の値の調整

標本交替前の集計値にリンク係数を乗じることにより、過去の値を調整

過去時点における
売上高の調整値 = 標本交替前の売上高の数値 × リンク係数

$$= \sum(c12+e12) \times \text{リンク係数}$$

リンク係数
= 1.25



3.【検討】リンク係数による時系列接続(2025年変更時)(1/3)

1.→2.→3.→
参考1→参考2→参考3

- 2025年における時系列データの接続に当たり、リンク係数を作成する際に使用する**標本交替前の売上高の数値として、「税込み参考値」(案1)**と**「税込み・税抜き混在値」(本体集計値) (案2)**のどちらを用いるかが論点となる。

案1:税込み参考値と接続

- ・**標本交替前の税込み参考値**によりリンク係数を作成

■案1(税込み(参考値)と接続)のイメージ

年月	継続(c)	終了(e)	開始(s)	参考値(簡易作成)
2024年10月	c10混	e10混	-	10_参考込
2024年11月	c11混	e11混	-	11_参考込
2024年12月	c12混 → c12込	e12混	s12込	12_参考込
2025年1月	c01込	-	s01込	-

$$\begin{aligned} \text{リンク係数} &= \frac{\text{新(標本交替後)税込み}}{\text{旧(標本交替前)参考_税込み}} \\ &= \frac{\sum(c12込 + s12込)}{12_参考込} \end{aligned}$$

当該リンク係数による接続は、通常の「**標本交替**」による変動の調整に加えて、「**税込み算出方法変更**」による変動を調整

3.【検討】リンク係数による時系列接続(2025年変更時)(2/3)

1.→2.→3.→
参考1→参考2→参考3

案2:税込み・税抜き混在値（本体集計値）と接続

・標本交替前の税込み・税抜き混在値（本体集計値）によりリンク係数を作成

■案2(税混在（本体）と接続)のイメージ

年月	継続 (c)	終了 (e)	開始 (s)
2024年10月	c10混	e10混	-
2024年11月	c11混	e11混	-
2024年12月	c12混	e12混	s12込
2025年 1月	c01込	-	s01込

$$\begin{aligned} \text{リンク係数} &= \frac{\text{新(標本交替後)税込み}}{\text{旧(標本交替前)混在}} \\ &= \frac{\sum(c12込 + s12込)}{\sum(c12混 + e12混)} \end{aligned}$$

当該リンク係数による接続は、
通常の「標本交替」による変動の調整に加えて、
「税混在→税込み変更」による変動を調整

3.【検討】リンク係数による時系列接続(2025年変更時)(3/3)

1.→2.→3.→
参考1→参考2→参考3

- 統計ユーザーの利便性を考慮すると、**過去データとの整合性**（過去に公表したデータの前年同月比が変わらないこと）が**重要**
- また、処理の実装可能性についても考慮する必要

案	内容（接続方法）	過去データとの整合性	処理の実装可能性等
1	税込み値（参考値）と接続	×参考値から前年同月比を算出すると、既に公表済みの前年同月比の公表値と一部不一致（∵増分は時点変化する税抜き割合に依存）	△機械的対応ができず、特殊処理が必要（2024年12月の継続客体の税込み値など） △2013～2017年のデータ追加が必要
2	税込み・税抜き混在値（本体集計値）と接続	○確保（前年同月比は変わらない）	△機械的対応ができず、特殊処理が必要（2024年12月の継続客体の税込み値）

どちらの案も厳密な前年同月比較はできないが、過去データ等との整合性や、処理の実装可能性を考慮すると、案2が適当と考えられる。

参考1:消費税の取扱いに関するガイドライン等(1/1)

1.→2.→3.→
参考1→参考2→参考3

ガイドライン等

消費税の取扱いに関するガイドライン等

日付	項目	内容 ※一部加工
2015/5/19 ↓ 2021/7/27改定	「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」 (各府省統計主管課長等会議申合せ)	p.1>本ガイドラインは、…(略)… >消費税込の概念で売上高等を把握している統計調査について、 消費税込と税抜が混在して報告された売上高等のうち消費税抜の売上高等を税込補正して集計・公表 するための標準的な指針として策定するものである。 p.2 >本ガイドラインに基づく売上高等の補正処理は、個票内の記入内容の整合性及び内訳項目と合計項目のバランス等の個票審査を実施し、 個票内の整合性が確保されている状態であることを前提に 、以下の補正手順を適用することにより実施する。 p.3 >本ガイドラインにのっとった詳細な補正を行うことが困難な統計調査においては、税込・税抜の差異が分かる情報（ 例えば、消費税抜の売上高等に単純に消費税率を乗じた額を加算した集計結果 ）を参考として提供する。 http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/houki.htm →ガイドライン
2019/8/30	統計委員会 第3回企画部会	サービス産業動向調査 について以下の内容で報告 ○ガイドラインの適用・検討状況 → 未適用 ○改正ガイドラインの適用に向けた検討状況 → 2019年10月分調査の速報公表(2019年12月)から適用すべく検討中 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/kikaku/kaigi/02shingi05_02000358.html →資料1-2 p.8
2019/9/30	2018年度の 統計法施行状況に関する 審議結果報告書 (第III期基本計画関連分)	p.16>関係府省においては、主要構造統計調査だけでなく、短い周期で行われる >統計調査も含め、改定後のガイドラインの適用に向けた検討を引き続き行い、 >審議の際に示された時期から適用を図ることが望まれる。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/report/index.html

1.計算対象、税率など

【算出】：個別データから「**税抜き**」の売上高に必要な**消費税額分を加算**

【対象】：売上高(事業活動別の実数) [百万円] →前年同月比、四半期・年の結果は公表しない

公表開始は2019年10月分速報公表時の2019/12/27(金)

【税率】： **加算が必要な場合の適用税率**

産業	2018年1月～2019年9月 ^{注1}	2019年10月～ ^{注1、注2}
83 医療業 85 社会保険・社会福祉・介護事業	0%(非課税)	0%(非課税)
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	8%(標準税率)	8%(軽減税率)
上記以外	8%(標準税率)	10%(標準税率)

注1：「68不動産取引業」や「69不動産賃貸業・管理業」、複数の事業活動を行っている事業所など、課税・非課税が混在する場合は一律に標準税率を適用

注2：軽減税率と標準税率が混在する新聞業を含む「41映像・音声・文字情報制作業」は便宜標準税率を適用

【系列】：公表系列と同一(産業中分類ベース「合計」～「その他」の全48系列)

【媒体】：統計局websiteにExcelブック掲載(参考値)

【期間】：2018年1月分以降(時系列接続のためリンク係数を乗じている)

2.補完値の処理

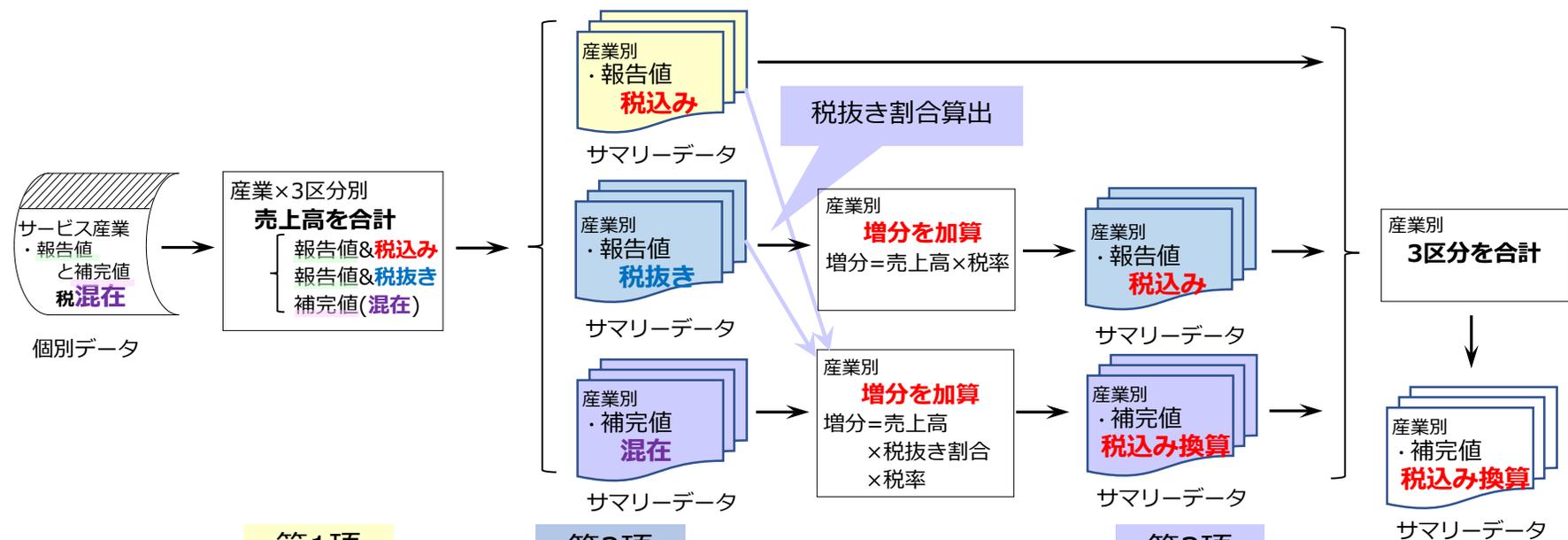
【留意事項】：回答がない(報告値ではなく補完値)場合は、集計対象の「売上高」を合計後に、当該産業における回答があったデータから求めた「税抜き割合」を乗じて「税抜き額」を推計した上で、「税率」を掛けて増分換算額を算出。
→「税抜き割合」 = (税抜き)/(税込み+税抜き)

消費税込み算出のための増分処理

パターン	回答の有無	税抜きフラグ	増分処理 【注】各産業ごと、集計対象合計後	
1	あり(報告値)	<input type="checkbox"/> 0チェックなし(税込み)	不要	増分=ゼロ
2	あり(報告値)	<input checked="" type="checkbox"/> 1チェックあり(税抜き)	必要	増分=売上高×税率
3	なし(補完値)	不明	必要	増分=売上高× <u>税抜き割合</u> ×税率

3.処理の流れ

データ処理の概念図



サービス産業売上高

$$S_{\text{税込}} = \sum_i \left[S_{i\text{報告}} \cdot \text{税込} + S_{i\text{報告}} \cdot \text{税抜} (1 + r_i) + S_{i\text{補完}} \cdot \text{混在} \left\{ 1 + \left(\frac{S_{i\text{報告}} \cdot \text{税抜}}{S_{i\text{報告}} \cdot \text{税込} + S_{i\text{報告}} \cdot \text{税抜}} \right) r_i \right\} \right]$$

- S : 売上高 [百万円]
- r : 消費税率 [1] ※次元なし(例: 10%の場合は0.10)
- i : 産業中分類

税抜き割合...直近12か月間計(∴安定化)

参考3:消費税込み売上高の計算方法(2025年以降)(1/1) 1.→2.→3.→ 参考1→参考2→参考3

集計方針

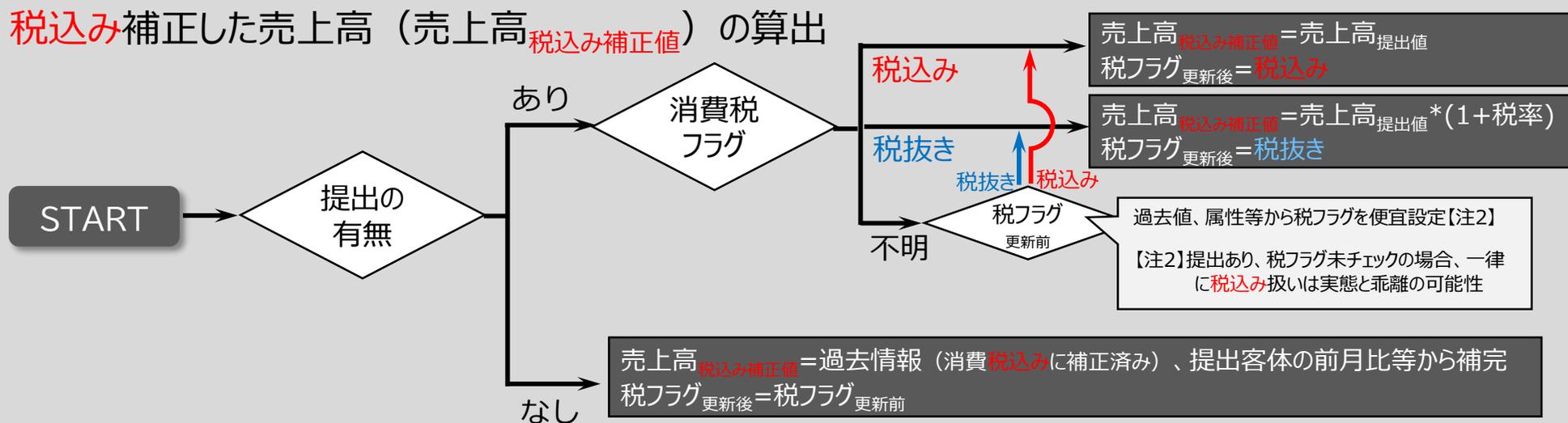
2025年以降の個票データの作成方法 (案)

下線部：ガイドライン適用のための新規対応

- 提出ありの場合、「**税抜き**」データに消費税分を加算【注1】
- 提出なしの場合、**税込み**補正した売上高等の事前情報に基づき補完

【注1】2025年以降の調査票では、「**1税込み**」または「**2税抜き**」を選択する方式に変更予定（原則**税込み**記入は変わらず）

税込み補正した売上高（売上高^{税込み補正值}）の算出



- 税率は、事業活動ごとに指定した値を使用。必要が生じた場合に更新
- 個票データに、売上高（**税込み補正值**）などを追加・整理
(税フラグに変更があった場合は、翌月用に属性情報を更新)

～2024年	2025年～ (案)
<ul style="list-style-type: none"> ・売上高 ・税フラグ 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高 (提出値) ・売上高 (税込み補正值) ・税フラグ (更新前) ・税フラグ (更新後) ・税率